

サイエンスふぁーむ会員規約

第1条 総則

本規約は、株式会社 LEAD が企画運営する、サイエンスふぁーむ(以下「当農園」)の会員に提供するサービス(以下「本サービス」)について必要事項を定めるものです。

第2条 名称と所在地

当農園の名称は、サイエンスふぁーむと称し、当農園の所在地は兵庫県加古川市平荘町池尻 418 番に置きます。

第3条 目的

自然環境の中で、児童の情操教育と感性を育てること及び健康増進を目的とします。

第4条 会員の資格

下記の項に該当する方に会員資格を提供します。

1. 1歳以上小学三年生以下の児童
2. 第4条第1項の保護者で、当農園の目的や趣旨を理解し賛同いただける方、そして農園の管理運営に関する規則などを遵守できる方

第5条 入会手続き

1. 入会申込手続き

当農園所定の方法と書類による入会申込をしていただきます。当農園では、入会申込をされた方に対し必要な審査・手続き等を経た後、これを承諾します。当農園がこの承諾を行った時点で契約が成立したものとします。申し込み者の住所を証明できるもの(免許証等)の写しを提出していただきます。但し、申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、入会を承諾しないことがあります。

- ① 申込者が実在しないこと。
 - ② 過去に会員規約の違反等により、強制退会処分もしくは入会申込の不承諾を受けたことがあること。
 - ③ 申込の際の申告事項に、虚偽の記載があること。
2. 届出会員は、住所、その他の届け内容に変更があった場合には、速やかに書面提出もしくは、電子メールによる届出で変更の届出をすることとします。前項の届出がなかった会員が当農園からの連絡・通知を受領できずに、不利益を被った場合、当農園は責任を負いません。
 3. その他、会員は、会員規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を第三者へ譲渡、売買、名義変更、質権設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第6条 入園登録者

第4条に該当する方及び、会員の2親等以内の親族は入園登録者として申込時に必ず登録していただきます。原則、1会員につき1区画としますが、会員の2親等以内の親族は、同一区画の使用を共有出来るものとします。

第7条 会員証の発行及び携行

会員に対して会員証は1口に付き1枚発行し会員が入園する際は、会員証を常に携行し、当農園係員から要請があれば提示しなければなりません。会員は、第三者に会員証を貸与・譲渡できません。また、再発行する場合には有償にて行うものとします。

第8条 会員の資格期限

1. 申込が成立した月を本サービスの提供開始月とします。資格期限は、申込が成立した月から12ヶ月間とします。
2. 会員資格更新を行う場合は、会員資格終了日の2ヶ月前迄に更新の手続き、会費の入金を行うものとします。

第9条 営業時間および営業日

当農園の営業時間は、7月から9月まで8時30分～11時30分・15時～18時とし、10月から6月まで9時～16時とします。

当農園の休業日は毎週木曜日・金曜日および年末年始、お盆期間とし年末年始及びお盆期間の休業日は、毎年、決定次第会員にお知らせします。

臨時定休日・臨時開園日を設ける場合、当農園の公式LINEにてお知らせします。

第10条 入園に関する規定

1. 当農園に入園する際は、事前にホームページより予約するものとします。キャンセルされる場合には、代表者もしくは入園登録者が前日まで当農園に電子メールにて連絡することとします。
2. 会員の利用時には、必ず成人の入園登録者が1名または2名付き添うこととします。

第11条 会員資格の喪失

以下の1つに該当した場合は会員資格を喪失し、退会するものとします。会員資格を喪失した場合は、会員としての一切の権利を失い、本サービスの利用はできません。

- ① 会員が会費を支払わなかった場合。
- ② 会員が死亡もしくは法人が解散した場合。
- ③ 他の会員・登録者もしくは第三者の財産、プライバシー、もしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為があった場合。
- ④ 当農園、法人、他の会員、もしくは第三者を誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為があった場合。
- ⑤ 当農園の利益に反する行為を行った場合。
- ⑥ 当農園施設を故意、または重大な過失により毀損した場合。
- ⑦ 当農園が認めない会員相互の団体等をつくり、もしくはその行為を会員に働きかけた場合。
- ⑧ 入会に際し、虚偽の申告、または記載等があった場合。
- ⑨ 犯罪があった場合。
- ⑩ 当農園施設内で許可なく、他組織団体への勧誘活動、営業行為を行った場合。
- ⑪ 会員・会員の保護者と2か月間連絡が付かない場合。
- ⑫ その他、当農園が会員の資格継続が不適当と判断した場合。

第12条 本サービスの内容

- ① 栽培計画に記載された野菜を各会員の契約区画毎に耕作します。
- ② 会員は契約区画内から生産される野菜を収穫できます。
- ③ 会員は、当農園内にある設備や農作業に必要な農具等を利用することができます。
- ④ 会員同士が交流できる各種イベントを開催します。
- ⑤ 野菜栽培計画に沿って行うため、期限内に区画内の野菜が収穫されない場合は、当農園管理者側が処分します。

⑥ 天候不順等の事由により、不作又は収穫できない場合があります。

第13条 利用制限、サービス提供の中断

次の各号に該当する場合、当農園は、本サービス及び諸施設の全部又は一部の閉鎖、若しくは休業することができるものとします。

- ① 自然災害、その他外因的事由により災害が生じるおそれがあるなど、サービスの提供が不可能と判断できる場合。
- ② 安全な環境維持のため、やむを得ず施設の増改築、修繕又は点検を行う場合。
- ③ その他、重大な事由によりやむを得ず、サービスの提供が継続できない場合。

第14条 会費

1. 会員の会費（1区画）

- ① 年額一括プラン 120,000円（税抜）
- ② 月額分割プラン 12,000円（税抜）

会費には区画で使用する、種・苗・肥料・堆肥、農具のレンタル代、収穫物（当該区画で収穫した全て）、入園料が含まれます。但し、イベントの参加費、飲食物・グッズの購入費等は別途負担となります。

会費は、年額一括前払いもしくは、月額支払とします。会費は、社会情勢・経済情勢等に応じて変更されることがあります。

2. 当農園は、既に受領した会費その他の債務について、途中解約や会員資格の喪失等会員都合による理由での払い戻し等は一切行いません。また、月額分割プランは、1年未満で途中解約もしくは第11条会員資格の喪失条項に該当した場合、当該月から契約満了月までの月数を計算し残金を支払うものとする。
3. 年額一括プランの支払いは、当農園が指定した銀行口座に、指定する期日までに振込を行ってください。
4. 月額分割プランの支払いは、当農園が指定する袋に、毎月最初に来園される日にお持ちください。指定の袋に受領印を押印後、指定の袋をお返しいたします。

第15条 免責

本サービスの運営に支障がないように努めますが、区画内作物の台風・地震などの自然災害に起因する事故及び動物被害や盗難による損害については責任を負いません。また栽培の成果・収穫は各自の責任とします。当農園では、駐車場を含む当農園内や当農園主催イベントでの事故、怪我、会員・入園登録者の所有物に対する損害や盗難、ならびに会員同士のトラブルに対する責任は一切負いません。会員・入園登録者同士のトラブルがあった場合は、第11条会員資格の喪失条項に該当するかどうかを判断の上、必要に応じて会員資格の取り消し処分を行います。

第16条 損傷

会員は自らの責に帰する事由により、本施設、貸与品等、当農園の所有物を損傷させた場合、直ちに当該損傷箇所を修復させるための必要費用を支払うものとします。

第17条 個人情報

会員より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に努めます。また、会員及び入園登録者より取得させていただいた個人情報は農園サービス・商品のご案内の範囲内で利用し、会員及び入園登録者の同意を得ず当農園以外の第三者に提供、開示等一切いたしません。

第18条 本規約の変更

当農園は必要に応じて本規約を変更できるものとします。変更の内容または変更された本規約は、当農園の公式 LINE またはメールにて通知します。

第19条 クーリングオフ

会員は、入会費用の振り込みを行った日から起算して8日以内であれば、所定の方法にて（所定様式の直接提出または、電子メールによる送信）会員契約を解除することができます。受領済みの会費は振込手数料を差し引いた額を振込にて返金いたします。

第20条 反社会的勢力の排除

会員及び入園登録者は、次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

- ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」）。
 - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するもの。
 - ③ この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為を行うもの。
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - (イ) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
2. 契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができます。
- (1) 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合。
 - (2) 前項③の確約に反する行為をした場合。

第21条 未成年者の取り扱い

会員・入園登録者が未成年者の場合、その保護者が入会手続きを行ったか否かに関わらず、本規約に定められた会員としての義務を負い、責に任ずるものとします。保護者は未成年者の管理責任を負うものといたします。

第22条 その他

会員と当農園との間で訴訟の必要が生じた場合、神戸地方裁判所姫路支部を合意管轄裁判所とします。この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

附則

この規約は、2021年3月1日から施行する。

この規約は、2021年5月1日に改訂施行する。